

別表（第2条関係）

補助対象事業、補助対象者及び補助額

項目	補助対象事業 (内容)	要件	補助対象者	補助金の額	限度額
農用地 利用改善 組合等 活動支 援事業	(1) 転作団地化推進事業（転作地の団地化を推進するもの）	1ヘクタール以上の市内のほ場を含む連続した農地（水田）を転作し、団地化すること。	市内にある農用地利用改善組合（以下「改善組合」という。）	1団体につき8万円に事業を行う農地（水田）10アール当たり150円で積算した額を加算した金額	1団体当たり20万円
	(2) 地域食農活動推進事業（地域住民の食と農への理解を促進する事業を実施するもの）	次の①、③、④及び⑤又は②、③、④及び⑤の要件を満たすこと。 ① 改善組合が行う場合は、集落全体の事業であること。 ② 部会が行う場合は、産直以外のスーパー、小売店、イベント（あいち中央農業協同組合主催のものを除く。）等で生産者自らが消費者に対して行う事業であること。 ③ 次のaからeまでのいずれかを市内で実施すること。 a 農畜産物品評会（即売会等産地消に資する取組を併せて実施すること。） b 農畜産物の販売 c 安城産農畜産物の試食会 d 農作業体験又は農作業見学 e その他食と農への理解の促進を図ることができる事業 ④ 補助金交付申請年度（以下「申請年度」という。）内に実施するものであること。 ⑤ 改善組合又はあいち中央農業協同組合に属する生産者部会（以下「部会」という。）から支出した費用であること。	改善組合又は部会	事業費の4分の3	1団体当たり10万円
	(3) 地域計画推進事業（地域計画を推進するもの）	地域計画について地域で話し合いを行い、その内容を報告すること。	改善組合	2万円	1団体当たり2万円
	(1) 環境に配慮した水稻直播きの推進事業（冬場の代かきによる河川への泥水の流出を避けるため、乾田直播き（V溝直播きを含む。以下この項において同じ。）を実施するほ場において代かきによらない鎮圧方式や塩化カリウム、石灰窒素等の散布に	市内を含むほ場において、次の①又は②、③及び④の要件を満たすこと。 ① 代かきによらない鎮圧方式又は代かき時の塩化カリウム散布を行い、河川への泥水の流出を抑制した上で、乾田直播きを実施するものであること。 ② 秋期又は冬期の耕起時に石灰窒素散布を行い、乾田直播きを実施するものであること。 ③ 1ヘクタール以上の連続した農地（水田）の一団において実施するものであること。 ④ 作業委託の場合は、作業受託者は市内在住の営農者であること。	改善組合の組合員（以下「組合員」という。）又は市内には場を有する農地所有適格法人（以下「法人」という。）	(1) 代かきによらない鎮圧方式の場合 10アール当たり1,300円で積算した金額 (2) 塩化カリウム散布の場合 塩化カリウム20キログラム当たり2,000円又は10アール当たり2,000円で積算した金額のいずれか低い金額 (3) 石灰窒素散布の場合 石灰窒素20キログラム当たり2,	—

農	よる対策をするもの)			000円又は10アール当たり2,000円で積算した金額のいずれか低い金額	
業	(2) 堆肥利用による土づくり推進事業(牛ふん堆肥又は豚ふん堆肥(以下「堆肥」という。))による土づくりを実施するもの)	次の①から④までの要件を満たすこと。 ① 畜産農家、共同堆肥集積場等(あいち中央農業協同組合が運営する堆肥集積場を含む。)から地力増進が期待できる堆肥を購入するものであること。 ② 10アール以上の市内のほ場において、農地に堆肥を投入するものであること。 ③ 堆肥を購入した日又は領収書に記載された日付から1年以内に当該堆肥を投入するものであること。 ④ 購入者が堆肥を一時保管する場合は、堆肥置き場において行うこと。	改善組合、組合員、法人又はあいち中央農業協同組合	堆肥購入費(運搬費、散布費等を除く。)の2分の1	購入した堆肥1トン当たり1,000円で積算した金額
経	(3) 水田畦畔除去事業(水田の境界となる畦畔を除去するもの)	市内のほ場において、次の①及び②の要件を満たすこと。 ① 所有者が異なる水田の境界となっている畦畔を除去するものであること。 ② 申請年度内に実施するものであること。	補助対象事業に係る土地の所有者	除去する畦畔1本につき土地の所有者1人当たり2万円(当該土地が共有の場合にあっては、2万円に持分の割合を乗じて得た額)	—
営	(4) わな猟免許取得及び箱わな購入支援事業(わな猟免許の取得及び箱わなの購入を促進するもの)	わな猟免許取得の場合は次の①の要件を、箱わな購入の場合は次の②及び③の要件をそれぞれ満たすこと。 ① 申請年度内に、わな猟免許を新たに取得するものであること。 ② 組合員がわな猟免許を取得していること。 ③ 申請年度内に箱わなを購入するものであること。	(1) わな猟免許取得 組合員 (2) 箱わな購入 改善組合	(1) わな猟免許取得 免許取得に係る経費の2分の1 (2) 箱わな購入 購入に係る経費の2分の1	1 経営体当たり、わな猟免許取得の場合にあっては1万5,000円、箱わな購入の場合にあっては5万円
体	(5) 新規就農者支援事業(新規就農者の初期費用を支援するもの)	苗木を購入する場合は次の①から③までの要件を、その他資材等を購入する場合は次の①及び④の要件をそれぞれ満たすこと。 ① 青年等就農計画に記載された作物の栽培にかかる経費であること。 ② 苗木の購入に係る費用が他の事業の補助対象経費となっていないこと。 ③ 苗木を購入した日又は領収書に記載された日付から1年以内に当該苗木をほ場に移植するものであること。 ④ 申請年度内に購入し、使用する	認定新規就農者の認定を受けて3年以内の組合員又は法人	苗木その他資材等の購入に係る経費の2分の1	1 経営体当たり30万円
強					
化					
事					
業					

	ものであること。			
(6) 生分解性マルチフィルム利用推進事業（生分解性マルチフィルム（グリーンプラスチック、生分解性プラスチック及び生分解性バイオマスプラスチックマークの認証を受けたものに限る。以下同じ。）を利用し、耕作するもの）	市内のほ場において、生分解性マルチフィルムを購入した日又は領収書に記載された日付から1年以内に、当該フィルムをほ場に設置するものであること。	改善組合、組合員又は法人	生分解性マルチフィルムの購入費の3分の1	—
(7) イチジク及びナシの新規栽培支援事業（イチジク又はナシの新規栽培をするもの）	市内のほ場において、次の①から③までの要件を満たすこと。 ① 1経営体で栽培面積は、5アール以上あること。 ② 苗木の購入に係る費用にあっては、当該費用が他の事業の補助対象経費となっていないこと。 ③ 苗木を購入した日又は領収書に記載された日付から1年以内に当該苗木をほ場に移植するものであること。	組合員又は法人	苗木購入費等の経費の2分の1	1経営体当たり100万円
(8) イチジク園及びナシ園の経営継承支援事業（イチジク園又はナシ園の経営継承に伴い、改設、改修、修繕等を実施するもの）及び設備の新設、改修、修繕等を実施するもの）	市内のほ場において、次の①、②及び③又は④の要件を満たすこと。 ① 1経営体で栽培面積5アール以上の樹園地を経営継承した、又は経営継承する場合であること。 ② 次のaからcまでのいずれかに該当すること。 a 申請年度の初日前2年以内に経営継承された樹園地であること。 b 申請年度内に経営継承された樹園地であること。 c 申請年度の翌年度の末日までに経営継承されることが確実な樹園地であること（樹園地の経営継承に係る合意書を添付すること。）。 ③ 改植に係る苗木を購入した日又は領収書に記載された日付から1年以内に、当該苗木をほ場に移植するものであること。 ④ 申請年度内に設備の新設、改修、修繕等を実施するものであること。 ※「経営継承」とは、対象樹園地の所有権、賃借権、使用貸借権又は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権等の使用収益権を申請者本人が取得することをいう。	組合員又は法人	(1) 改植 改植に係る経費の2分の1 (2) 設備の新設、改修、修繕等 設備の新設、改修、修繕等に係る経費の2分の1	1経営体当たり、改植の場合にあっては20万円、設備の新設、改修、修繕等の場合にあっては50万円

<p>(9) イチジク及びナシの経営改善支援事業（イチジク又はナシの改植及び設備の改修等を実施するもの）</p>	<p>改植の場合は次の①及び②の要件を、設備の改修等の場合は次の③及び④の要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>① 1経営体で改植面積は1アール以上あること。</p> <p>② 苗木を購入した日又は領収書に記載された日付から1年以内に、当該苗木を市内のほ場に移植するものであること。</p> <p>③ 設備の改修等に係る経費は市内の1ほ場での改修等の費用が10万円以上であること。</p> <p>④ 申請年度内に設備の改修等を実施するものであること。</p>	<p>組合員又は法人</p>	<p>(1) 改植 改植に係る経費の2分の1</p> <p>(2) 設備の改修等 設備の改修等に係る経費の2分の1</p>	<p>1経営体当たり、改植の場合にあつては20万円、設備の改修等の場合にあつては50万円</p>
<p>(10) 甘ひびき推進事業（ナシの品種である甘ひびきの苗木を購入するもの）</p>	<p>次の①から③までの要件を満たすこと。</p> <p>① 苗木を自らの栽培用に購入し、市内のほ場に移植するものであること。</p> <p>② 苗木の購入に係る費用が他の事業の補助対象経費となっていないこと。</p> <p>③ 苗木を購入した日又は領収書に記載された日付から1年以内に、当該苗木を市内のほ場に移植するものであること。</p>	<p>組合員、法人又は部会</p>	<p>購入する苗木1本当たり1,000円で積算した金額</p>	<p>—</p>
<p>(11) 甘ひびき熟度計購入支援事業</p>	<p>次の①及び②の要件を満たすこと。</p> <p>① 熟度計を甘ひびきの収穫用に購入し、市内のほ場で使用するものであること。</p> <p>② 申請年度内に熟度計を購入するものであること。</p>	<p>部会</p>	<p>熟度計購入費の5分の1</p>	<p>購入した熟度計1台当たり2万5,000円で積算した金額</p>
<p>(12) 農産物の品種登録事業（農産物（穀物、野菜、果樹、花き等）を新たに品種登録するもの）</p>	<p>自らが市内のほ場において生産する目的で、補助金交付申請年度内に、農産物（穀物、野菜、果樹、花き等）の品種登録をすること。</p>	<p>組合員又は法人</p>	<p>品種登録の出願料及び審査手数料の2分の1</p>	<p>1品種の登録当たり10万円</p>
<p>(13) 法人化推進事業（農業の家族経営を法人化するもの）</p>	<p>申請年度内に、家族経営を農地所有適格法人に法人化した場合であること。</p>	<p>法人</p>	<p>法人化1件につき20万円</p>	<p>1法人当たり20万円</p>
<p>(14) 革新的農業推進事業（環境配慮、省力化、低コスト化、高品質化又は安城の農業の発展につながる事業を推進するもの）</p>	<p>次の①から③までの要件を満たすこと。</p> <p>① 市内のほ場において、実施するものであること。</p> <p>② デジタル技術又はロボット技術を活用した省力化、低コスト化又は高品質化により、農業生産における生産性又は収益性の向上を図ることで市内の農業の発展につながる事業であること。</p>	<p>組合員、法人又は部会</p>	<p>事業費の2分の1</p>	<p>1事業当たり50万円</p>

	③ 市、愛知県農業改良普及課及びあいち中央農業協同組合に認められた事業であること。			
(15) 6次産業化推進事業(6次産業化に関する独自の事業を推進するもの)	次の①から④までの要件を満たすこと。 ① 市内のほ場で実施するものであること。 ② 自ら生産した農作物を活用した加工品の開発及び販売に係る事業であること。 ③ 事業計画を作成し、市長の確認を受けたものであること。 ④ 申請年度内に実施するものであること。	組合員又は法人	事業費の2分の1	1事業当たり50万円
(16) 農畜産物販路開拓推進事業(物産展等のイベントへの出店及び市内で生産された農畜産物又は加工品の販路拡大を推進するもの)	次の①及び②の要件を満たすこと。 ① 市内で生産された農畜産物又は加工品の販売及び試食会を実施し、「安城市産」とPRする事業であること。 ② 次のいずれかに出店するものであること。 ア 市外で開催される物産展等(あいち中央農業協同組合が主催するものを除く。) イ 安城市農畜産物特産品協議会が主催する市内のイベント	組合員、法人又は部会	事業費の2分の1	20万円
(17) 農産物即日輸送推進事業(市内で生産された農産物の県外への即日輸送を推進するもの)	三河安城駅を始点としてJR東海道マッハ便を利用し、市内で生産された農産物を県外に輸送すること。	組合員、法人又は部会	事業費の2分の1	10万円
(18) 有機農業推進支援事業(有機農業を支援するもの)	次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。 ① 有機JAS認証の取得を目的とする講習会を受講するものであること。 ② 登録認証機関に対し、有機JAS認証の申請を行うものであること。 ③ 登録認証機関による実地検査を受検するものであること。	組合員又は法人	(1) 講習会受講料の4分の3 (2) 認証申請費の2分の1 (3) 実地検査料の2分の1	(1) の場合2万円 (2) の場合10万円 (3) の場合10万円から交付を受けた(2)に係る補助金の額を控除した額
(19) 安城市里親農家事業(就農希望者に対する)	次の①から③までの全ての要件を満たすこと。 ① 市内での就農希望者に対し、無	組合員(事前に申込書を提出し、安城市里親農家として登録された者であって、	(1) 農業技術等支援1か月につき2万円 (2) 農機具等の譲渡	—

<p>技術支援、農機具等の譲渡を促進するもの)</p>	<p>償でおおむね1年を通しての農業研修又は農機具等の譲渡を行うものであること。 ② 就農希望者が就農後5年以内に認定新規就農者になる予定であり、補助金交付申請の時点で経営を開始しておらず、かつ、将来にわたって安城市で営農する意思のある者であること。 ③ 農業研修を行う場合は、事業計画を作成し、市長の確認を受けたものであること。</p>	<p>就農希望者の三親等以内の親族でないものに限る。)</p>	<p>農機具1件につき5,000円</p>	
<p>(20) 農業生産工程管理(GAP)普及推進事業(APを新たに取得するもの)</p>	<p>補助金交付申請年度内に第三者認証GAP(JGAP、ASIAGAP及びGLOBALG.A.Pをいう。以下同じ。)を新たに取得するものであること。</p>	<p>組合員又は法人</p>	<p>第三者認証GAPの新規認証に係る経費の2分の1</p>	<p>JGAP又はASIAGAPの場合にあつては20万円、GLOBALG.A.Pの場合にあつては30万円</p>